

# 第 10 号様式記載の手引

(課税標準の分割に関する明細書)

埼玉県・県税事務所

平成17年3月31日以前に開始する事業年度に係る法人事業税の分割基準の算定方法は、現行とは異なります。詳しくは、9ページを御覧ください。

## 1 この計算書の用途等

この明細書は、2以上の都道府県に事務所若しくは事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所等を有する法人が、第6号様式、第6号の2様式、第7号様式（法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に係るものに限ります。）、第8号様式又は第9号様式の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出してください。

## 2 計算書の読み替えについて

平成22年度税制改正に伴い、平成22年10月1日以後の「道府県民税 ⑥欄」については、以下のとおり改正されています。

使用する明細書が旧様式の場合は、お手数ですが以下のとおり読み替えをお願いいたします。

欄	旧様式	新様式
⑥	法人税法第100条の規定による所得金額の控除額	清算所得に対する法人税額からの所得金額の控除額

## 3 各欄の記載のしかた（平成17年3月31日以前に開始する事業年度の場合は、6ページも御覧ください。）

欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	<p>(1) 第6号様式の申告書に添付する場合は、次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれに定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(イ) 別表1(1)を提出する法人 別表1(1)の10の欄の金（ただし、この①の欄の上段の( )内に記載された金額がある場合には、当該金額を加算した合計額を記載します。以下(2)及び(3)においても同じです。）</p> <p>(ロ) 別表1(2)を提出する法人 別表1(2)の8の欄の金額</p> <p>(ハ) 別表1(3)を提出する法人 別表1(3)の8の欄の金額</p> <p>なお、( )内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（別表1(1)の10の欄の上段に外書として記載された金額、別表1(2)の8の欄の上段に外書として記載された金額又は別表1(3)の8の欄の上段に外書として記載された金額）、リース特別控除取戻税額（別表1(1)の5の欄、別表1(2)の5の欄又は別表1(3)の5の欄の金額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1(1)の7の欄、別表1(2)の7の欄又は別表1(3)の7の欄の金額）の合計額を記載します。</p> <p>(2) 第8号様式の申告書に添付する場合は、法人税の申告書（別表20(1)）の10の欄の金額（同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全</p>	<p>連結法人及び連結法人であった法人（清算中の法人を除きます。）は、記載しないでください。</p>

欄	記載のしかた	留意事項
	<p>額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額)を記載し、( )内には使途秘匿金の支出の額の40%相当額(同表の5の上段に外書として記載された金額)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(同表の4の欄の金額)を記載します。</p> <p>(3) 第9号様式の申告書に添付する場合は、法人税の申告書(別表20(2))の7の欄の金額(同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額)を記載します。</p>	
<p>2 「試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額 ②」</p>	<p>(1) 第6号様式の申告書に添付する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 租税特別措置法第42条の4第1項(試験研究費の総額等に係る税額控除)、第2項(特別試験研究費に係る税額控除)及び第3項(繰越税額控除限度超過額に係る税額控除)の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書(別表6(6))の27の欄の金額</p> <p>(ロ) 租税特別措置法第42条の4第6項(中小企業者等の試験研究費に係る税額控除)又は第7項(繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除)の規定の適用を受ける法人 零</p> <p>(ハ) 租税特別措置法第42条の4第9項(試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける法人(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(8))の19の欄の金額</p> <p>(2) 第8号様式の申告書に添付する場合は、法人税の申告書(別表20(1))の31の欄の金額のうちみなし配当の25%に相当する金額を除いた金額を記載します。</p>	<p>連結法人及び連結法人であった法人(清算中の法人を除きます。)は、記載しないでください。</p>
<p>3 「みなし配当の25%相当額の控除額 ③」</p>	<p>(1) 第6号様式の申告書に添付する場合は、次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれに定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(イ) 別表1(1)を提出する法人 別表1(1)の42の欄の金額のうちみなし配当の25%に相当する金額</p> <p>(ロ) 別表(2)を提出する法人 別表1(2)の43の欄の金額</p> <p>(ハ) 別表1(3)を提出する法人 別表1(3)の37の欄の金額のうちみなし配当の25%に相当する金額</p> <p>(2) 第8号様式の申告書に添付する場合は、法人税の申告書(別表20(1))の31の欄の金額のうちみなし配当の25%に相当する金額を記載します。</p>	<p>連結法人及び連結法人であった法人(清算中の法人を除きます。)は、記載しないでください。</p>
<p>4 「還付法人税額等の控除額 ④」</p>	<p>第6号様式又は第8号様式の申告書に添付する場合に、第6号様式別表2の3の⑤の計欄の金額を記載します。</p>	<p>連結法人及び連結法人であった法人(清算中の法人を除きます。)は、記載しないでください。</p>

欄	記載のしかた	留意事項
5 「退職年金等積立金に係る法人税額 ⑤」	第6号様式又は第6号の2様式の申告書に添付する場合に、法人税の申告書(別表19)の12の欄の金額を記載します。	連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。
6 「清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除額 ⑥」	第9号様式の申告書に添付する場合に、法人税の申告書(別表20(2))の29の欄の金額のうちみなし配当の25%に相当する金額を除いた金額を記載します。	
7 「当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額 ⑦」	第8号様式の申告書に添付する場合に、法人税の申告書(別表20(1))の7の欄の金額を記載します。	
8 「差引計⑧」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 第6号様式の申告書を提出する法人 (i) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人 ①+②-③-④+⑤の金額 (ii) 連結法人及び連結法人であった法人 第6号様式別表1の⑧の欄の金額 (2) 第6号の2様式の申告書を提出する法人 ⑤の金額 (3) 第8号様式の申告書を提出する法人 ①+②-③-④+⑦の金額 (4) 第9号様式の申告書を提出する法人 ①+⑥の金額 この場合において、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
9 「所得金額」(⑨から⑪までの欄)	第6号様式、第7号様式又は第8号様式の申告書に添付する場合に次のように記載します。この場合において、これらの各欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。 (1) ⑨から⑪までの各欄は、所得の金額が年400万円(その事業年度が1年に満たない場合においては、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。)以下であるときはその金額を⑨の欄に、年400万円を超え年800万円(その事業年度が1年に満たない場合においては、800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。)以下であるときはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額に区分してそれぞれ⑨及び⑩の各欄に、年800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分して、それぞれ⑨、⑩及び⑪の各欄に記載します。 (2) ⑬の欄は、法第72条の24の7第3項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。	(1) 収入金額課税法人(電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人)は、記載する必要はありません。 (2) その事業年度が1年に満たない場合において、所得の金額が400万円を超え800万円以下であるときの⑩の欄の金額は、所得の金額から⑨の欄の金額(端数を切り捨てる前の金額)を控除して算出し、所得の金額が800万円を超えるときの⑪の欄の金

欄	記載のしかた	留意事項
		<p>額は、所得の金額から⑨及び⑩の各欄の金額(端数を切り捨てる前の金額)を控除して算出します。</p> <p>(3) 軽減税率の適用されない法人とは、事業年度の末日(解散した法人にあっては、解散の日)において3以上の都道府県に事務所等設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。</p>
10 「清算所得金額⑭」	<p>第9号様式の申告書に添付する場合に、次のように記載します。この場合において、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p> <p>(1) 残余財産分配予納申告の場合は、法人税の明細書(別表20(3)の8の欄の金額(同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額)を記載します。</p> <p>(2) 清算確定申告の場合は、法人税の明細書(別表20(3)の39の欄の金額(同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額)を記載します。</p>	
11 「付加価値額⑮」	<p>第6号様式、第7号様式又は第8号様式の申告書に添付する場合に、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が第6号様式別表5の2の⑩の欄の金額を記載します。</p> <p>この場合において1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p>	
12 「資本金等の額⑯」	<p>第6号様式又は第7号様式の申告書に添付する場合に、法第72条の2第1項第1号イ(外形対象法人)に掲げる法人が第6号様式別表5の2の⑩の欄の金額を記載します。</p> <p>この場合において1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p>	
13 「収入金額⑰」	<p>第6号様式、第7号様式又は第8号様式の申告書に添付する場合に、電気供給業及びガス供給業を行う法人にあっては第6号様式別表6の③の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあっては第6号様式別表7の⑤の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあっては第6号様式別表</p>	

欄		記載のしかた	留意事項
		8の⑦の欄の金額を、少額短期保険業者にあつては同表の⑧の欄の金額を記載します。この場合において1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
14 「事務所又は事業所」		同一都道府県内に所在する事務所等ごとにその名称とその所在地の市町村名を記載します。	
事業税	15 「分割基準(単位＝)」	「(単位＝)」には、適用する分割基準の種類に応じた単位を記載します。	
	16 「事務所又は事業所ごとに記載する「分割基準」の各欄	<p>(1) 事務所等ごとに記載するほか、同一都道府県ごとにその小計を付してください。</p> <p>(2) 上段の( )内には、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場である事務所等について、法第72条の48第4項第3号ただし書の規定によって2分の1を加える前の従業者数を記載します。</p> <p>(3) 事務所等の固定資産の価額に1,000円未満の端数があるとき又はその軌道の単線換算キロメートル数に端数があるときは、その端数を切り捨ててください。</p>	<p>(1) 電気供給業を行う法人は、第10号様式別表の⑬及び⑭の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) 本社と工場が併置されている場合、工場と支店等が併置されている場合には、それぞれに属する従業者数は別行に区分して記載します。</p>
	17 「分割課税標準額」(⑱から⑳までの欄)	<p>(1) 事業税の「課税標準の総額」の各欄(⑫の欄を除きます。)の金額を事業税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの分割課税標準額に事業税の「分割基準」の欄の都道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載します。なお、1単位当たりの分割課税標準額を算出する場合には、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。</p> <p>(2) 各欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨ててください。</p>	<p>製造業、電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業若しくは軌道事業以外の事業の分割課税標準額を計算するため課税標準額を二分した金額又は鉄道事業若しくは軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う法人の分割課税標準額を計算するため課税標準額をそれぞれの事業に係る売上金額によりあん分した金額について1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p>

欄		記載のしかた	留意事項
道府	18 「分割基準」	事務所等ごとに記載するほか、同一都道府県ごとにその小計を付してください。なお、東京都の特別区と市町村に事務所等を有する法人の東京都分は、特別区分と市町村分に区分し、市町村分については各市町村ごとに記載してください。	事業税の分割基準の数値と一致する場合は記載する必要はありません。
県民税	19 「分割課税標準額 <sup>㉕</sup> 」	(1) 道府県民税の「課税標準の総額」の「差引計 <sup>㉔</sup> 」の欄の金額を道府県民税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に道府県民税の「分割基準」の欄の都道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載します。なお、1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。 (2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	東京都の特別区と市町村に事務所等を有する法人の東京都分は、特別区分と市町村分に区分し、市町村分については、各市町村ごとに記載してください。

#### 4 平成17年3月31日以前に開始する事業年度の場合の読み替え

前記「2 各欄の記載のしかた」のうち、16欄の記載のしかた(2)及び留意事項(2)並びに17欄の留意事項については、以下のとおり読み替えてください。

##### ① 16欄の記載のしかた(2)及び留意事項(2)

欄		記載のしかた	留意事項
事業税	16 事務所又は事業所ごとに記載する「分割基準」の各欄	(2) 上段の( )内には、次に該当する事務所等についてそれぞれ次に掲げる従業者数を記載します。 (イ) <b>資本の金額又は出資金額が1億円以上の法人の本社である事務所等 法第72条の48第4項第3号ただし書イの規定によって2分の1とする前の従業者数</b> (ロ) 資本の金額又は出資金額が1億円以上の製造業を行う法人の工場である事務所等 法第72条の48第4項第3号ただし書ロの規定によって2分の1を加える前の従業者数	(2) 本社と工場が併置されている場合、工場と支店等が併置されている場合又は本社と支店等が併置されている場合には、それぞれに属する従業者数は別行に区分して記載します。

##### ② 17欄の留意事項

銀行業、証券業若しくは保険業の分割課税標準額を計算するため課税標準額を二分した金額又は鉄道事業若しくは軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う法人の分割課税標準額を計算するため課税標準額をそれぞれの事業に係る売上金額によりあん分した金額について1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

# 分割基準について

分割基準は、次の取扱いによってください。

## 1 道府県民税

分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における従業者の数（パート・アルバイト・派遣社員を含みます。）をいいます。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる事務所等にあつてはそれぞれ(1)から(3)までに定める従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。）をいいます。月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

### (1) 算定期間の中で新設された事務所等

$$\text{算定期間の末日現在の従業者数} \times \frac{\text{新設された日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

### (2) 算定期間の中で廃止された事務所等

$$\text{廃止された月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

### (3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等

$$\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$$

## 2 事業税

(1) 分割基準は、次に掲げる事業についてそれぞれに定めるところによります。

### (イ) 製造業(※)

事業年度終了の日現在の事務所等の従業者の数（道府県民税に関する部分の(1)から(3)までに掲げる事務所等に該当する場合には、当該(1)から(3)までに準じて算定した数。以下同じ。）

なお、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場(※)の従業者については、その従業者の数にその数（その数が奇数の場合には、その数に1を加えた数）の2分の1を加えた数により算定します。

### (ロ) 電気供給業、ガス供給業及び倉庫業

事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所等ごとの有形固定資産の価額

### (ハ) 鉄道事業及び軌道事業

事業年度終了の日現在における軌道の単線換算キロメートル数

### (ニ) その他の事業

事業年度に属する各月の末日（当該事業年度中に月の末日が到来しない場合においては、当該事業年度終了の日）現在の事務所等の数を合計した数及び事業年度終了の日現在の事務所等の従業者の数。

なお、平成17年3月31日以前に開始する事業年度については、事業年度終了の日又は計算期間の末日現在の事務所等の従業者の数となります。

※1 製造業・工場

製造業とは以下に掲げる事業をいいます。

また、工場とは、法人の施設のうち、物品の製造、加工、組立て整備又は修理等生産に関する事業が行われている事務所等をいいます。（事業年度終了の日又は計算期間の末日現在の状況により判断してください。）

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| ① 食料品製造業        | ⑫ なめし革・同製品・毛皮製造業 |
| ② 飲料・たばこ製造業・餌料  | ⑬ 窯業・土石製品製造業     |
| ③ 繊維工業          | ⑭ 鉄鋼業            |
| ④ 木材・木製品製造業     | ⑮ 非鉄金属製造業        |
| ⑤ 家具・装備品製造業     | ⑯ 金属製品製造業        |
| ⑥ パルプ・紙・紙加工品製造業 | ⑰ 機械器具製造業        |
| ⑦ 印刷・同関連業       | ⑱ その他の製造業        |
| ⑧ 化学工業          | ⑲ 自動車整備業         |
| ⑨ 石油製品・石炭製品製造業  | ⑳ 機械修理業          |
| ⑩ プラスチック製品製造業   | ㉑ 電気機械器具修理業      |
| ⑪ ゴム製品製造業       |                  |

製造業とその他の事業をあわせて行う法人の主たる事業の判定に当っては、それぞれの事業のうち、売上金額の最も大きいものを主たる事業とし、これによりがたい場合には、従業者の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に勘案し判定してください。

工場である事務所等の判定は、その名称いかんにかかわらず、当該事務所等において行われる事業の内容により客観的に行ってください。

工場とされる事務所等に併置される本社、支店、出張所、営業所、研究所、試験所等に勤務する従業者は、工場の従業者の数には含まれません。

工場の従業者には、工場において製品の製造、加工、組立て等の業務を直接担当する部門に属する者及び生産を補助する業務を担当する部門に属する者のほか、その工場内において総務、経理、生産管理、資材管理等の業務を行う部門に属する者が含まれます。

- (2) 電気供給業を行う法人が規則第6条の2第3項の規定の適用を受ける場合においては、その旨を記載するとともに、その明細書を添付する必要があります。
- (3) 分割基準を異にする事業をあわせて行う場合にあっては、鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業とをあわせて行う場合を除き、主たる事業の分割基準によります。  
なお、異なる分割基準が適用される場合においては、それぞれの分割基準及び当該分割基準に係る分割課税標準額ごとにこれらの数値を併記します。
- (4) 算定期間の中で新設された事務所等、算定期間の中で廃止された事務所等、算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等のそれぞれの分割基準の取扱については、県民税の例によってください。
- (5) 資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人の本社管理部門の従業者の数を2分の1する措置は、平成17年4月1日以後に開始する事業年度分から廃止されています。
- (6) 平成22年9月30日までに解散（合併による解散を除きます。）した法人にあっては、『1 道府県民税』の「算定期間」は「解散の日の属する事業年度又は連結事業年度」のことをいい、『2 事業税』(1)(ロ)～(ニ)の「事業年度」は「解散の日の属する事業年度」のことをいいます。



### 3 平成17年度税制改正による、法人事業税の分割基準の算定方法の改正について

平成17年度税制改正により、2以上の都道府県に事務所等を有する法人の事業税については、分割基準が以下のように改められています。

平成17年3月31日以前に開始する事業年度については、現行の分割基準と取扱いが異なります。  
分割基準の修正を伴う修正申告等を行う際は注意ください。

#### (1) 現行の取扱いとの相違について

ア 資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人の本社管理部門の従業者の数を2分の1にします。

イ 非製造業のうち、銀行業・保険業・証券業以外の業種については、課税標準額の総額を従業者数で分割します。

事業年度 業種		平成17年3月31日以前に 開始する事業年度	平成17年4月1日以後に 開始する事業年度 <u>(現行)</u>
		非 製 造 業	銀行業 保険業 証券業
その他 (運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業) 等	<u>従業者数のみ</u>  (資本金1億円以上の法人： <u>本社管理部門の従業者数 1/2</u> )		
製 造 業		従業者数 (資本金1億円以上の法人： <u>本社管理部門の従業者数 1/2</u> 、 工場の従業者数 1.5倍)	従業者数 (資本金1億円以上の法人： 工場の従業者数 1.5倍)

※ 資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業の法人の工場の従業者の数を1.5倍にする措置に変更はありません。

※ 鉄道・軌道事業、ガス供給業・倉庫業、電気供給業の分割基準については変更はありません。

#### 4 事務所の数え方について（非製造業を営む法人のみ）

事務所数とは、事業年度に属する各月の末日現在における事務所の数を合計した数値をいいます（一の事務所が事業年度（1年）を通じてあれば、事務所数は12となります）。

また、同一県内・市町村内に複数の事務所がある場合には、それぞれ一の事務所として扱います。

（例）事業年度 4月1日～翌年3月31日まで  
A支社：9月20日設置、 B支社：12月6日閉鎖

事務所	各月末												計	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
A県A市 本社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	27
A県A市 A支社						○	○	○	○	○	○	○	7	
A県B市 B支社	○	○	○	○	○	○	○	○					8	
C県C市 C支社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	12

##### （1） 同一構内・区画にある建物について

原則として、一の事務所として取り扱います。（取扱通知（県）事業税9の7（2））

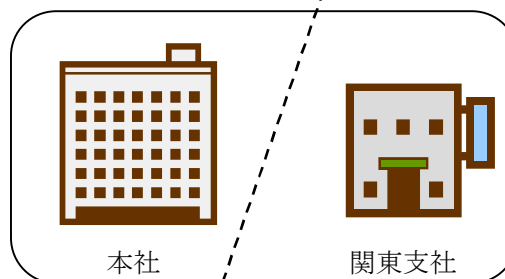
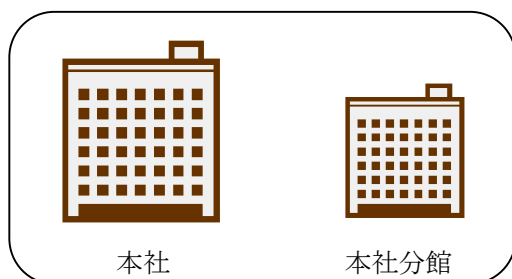
ただし、同一構内・区画にある各建物や、同一の建物のなかにある複数の本支店等が、それぞれ独立して業務を行っている場合（※）は、当該建物又は本支店等ごとにそれぞれ一の事務所として取り扱います。

※ 業務が独立しているかどうかは、各本支店等ごとに経理・帳簿等が別々になっているか、別の管理者等（支店長、所長等）により管理・運営されているか、などにより判断します。

##### <例1> 同一構内・区画に複数の建物がある場合

【原則】 一の事務所（合計1）

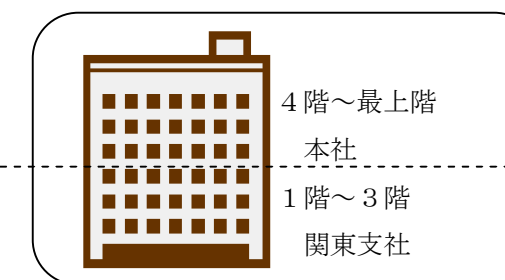
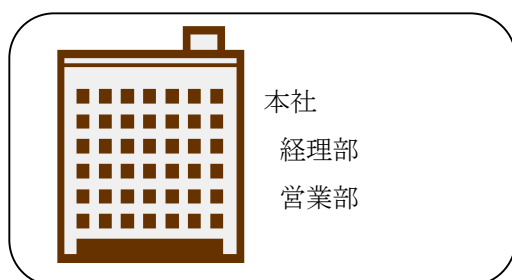
【例外】 独立して業務が行われている場合は、それぞれを一の事務所とする（合計2）



##### <例2> 一つの建物に、複数の部署が入っている場合

【原則】 一の事務所（合計1）

【例外】 独立して業務が行われている場合は、それぞれを一の事務所とする（合計2）



(2) 近接した構内・区画にそれぞれ建物がある場合

原則として、構内・区画ごとに一の事務所として扱います。

ただし、複数の構内・区画の建物について、経済活動や事業活動が一体であるとみなされる場合(※)には、同一の構内・区画とみなして、一の事務所として扱います。

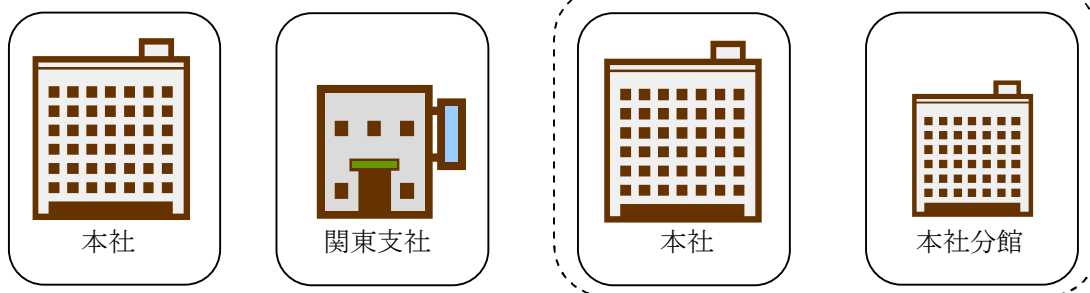
(取扱通知(県)事業税9の7(3))

※ 経済活動や事業活動が一体であるとみなされるかどうかは、各本支店等の経理・帳簿等が同一で分離できないか、管理・運営が同一の管理者等(支店長、所長等)によりなされているか、などにより判断します。

<例3> 近接した2つの区画にそれぞれ建物がある場合

【原則】 構内・区画ごとに一の事務所 (合計2)

【例外】 経済活動・事業活動が一体とみなされる場合は、同一区画・構内とみなす (合計1)



(3) 事務所等の構内・区画が2以上の道府県の区域にまたがる場合

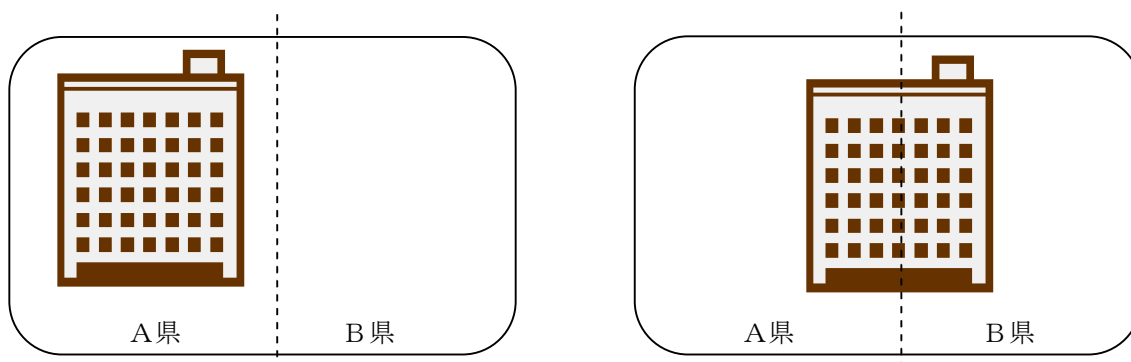
事務所等の建物が1の道府県の区域のみに所在する場合は、建物の所在する道府県の事務所として扱います。

建物が、2以上の道府県の区域にまたがる場合は、建物の所在するそれぞれの道府県の事務所として扱います。

<例4> 事務所等の構内・区画が2以上の道府県の区域にまたがる場合

【A県の事務所として取扱う】

【A・B県の事務所として取扱う】



## 5 その他

「工場」の従業者の取扱いについて（資本金1億円以上の製造業を営む法人）  
分割基準を算定する上での「工場」とは、物品の製造、加工、組立を行う業務のほか、物品の整備又は修理を行う事務所・事業所をいいます。

また、工場の従業者として1.5倍の計算の対象となるのは、製造部門に従事する者のほか、工場内の総務、経理、生産管理等の間接部門の従業者も含まれます。

ただし、工場に併置されている営業所・研究所・試験所等の従業者は除きます。

（「資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である従業者の取扱いについて」昭和37年5月4日自治丙府発第39号自治省通知）